

入所のしおり



社会福祉法人 乃木愛育会

乃木保育所



入 所 お め で と う ご ざ い ま す

生後始めて社会生活をスタートされるお子さんはもちろん、お父さん、お母さんも新しいことへの期待と不安でいっぱいのことと思います。

保育所では、一日も早くお子さんが生活環境や集団の生活に慣れられるようあらゆる面で努力いたすつもりでおります。

保育所の保育は、お子さんがまず安心して生活し、自発的な遊び（活動）ができるよう養護と教育の基盤となる側面を保障しています。よりよいお子さんの成長を願って、保育所と家庭がお互いに手をつなぎ理解しあっていきたいと思っております。

○ 法人理念

子育て支援の充実発展に貢献し

安心して子育て出来る地域社会の実現を目指します

○ 保育方針

明るいう園舎、広い所庭の中で「のびのび いきいき すくすく」をテーマに四季折々の伝承行事を通して情緒を養い、直接体験を通して感性を磨き子どもの成長を家庭とともに支え、身体も心も健康に育っていくことを願いとして保育する。また、子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育所が、地域の子育て支援を積極的に行い、安心して子育てが出来るよう保育や子育ての質を向上させるよう充実に努める。

①明るく家庭的な雰囲気の中、保育士とのゆとりあるかかわりによって豊かな心を育み、人と安定したかかわりがもてる援助をする。

②子どもの発達、興味関心、季節等考慮し遊びの充実をはかることにより、創造力や感性を養う。又伝承行事を楽しむことにより情操を養う。

③個々の機能発達を確かめ一人ひとりにあった適切な援助をし、運動遊びを通しバランスのよい、しなやかな心と身体づくりをする。

④給食の機会を利用して楽しい食事マナー、食べる意欲を養うクッキング等食生活を積極的に楽しむ。

- ⑤人とのかかわりを促し、人に対する愛情、信頼感、人権を大切にする心を育てる。
又積極的に地域の人とかかわる機会を作り、交流を楽しむ。
- ⑥集団生活を通して基本的習慣の自立、規則、善悪の判断等社会性を身につける。
- ⑦地域に開かれた保育所として保育所体験を実施する中で、育児講座、育児相談などの
子育ての増進をはかる。
- ⑧所庭、公園の自然に親しみ、直接体験を通して五感を育む。

○ 保育目標

- ①いっぱい食べていっぱい遊ぶ元気な子ども
- ②感じたこと考えたことを表現しようとする子ども
- ③心地よい環境の中で人とのかかわりを喜ぶ子ども

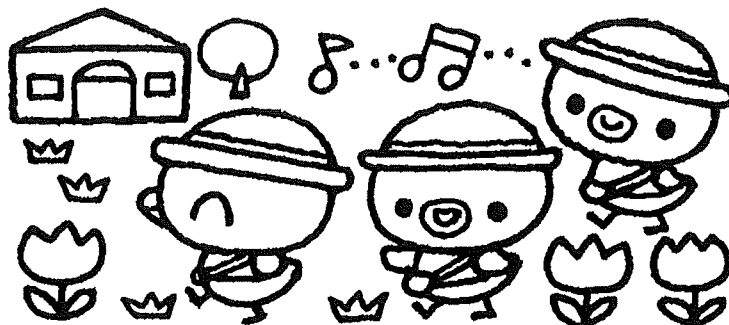
○ 保育の信条と組編成

子どもの姿

みんな なかよく げんきな よいこ

さくらんぼ組	すこやかに
いちご組	あいらしく
りんご組	のびやかに
あんず組	なかよしこよし
れもん組	たくましく

※クラスは混合保育です



〈 保育所の生活について 〉

○ 保育時間

1. 休 所 日

日曜日・祝日および 12/29～1/4

※但し休所日であっても保育する場合があります

2. 保育時間・開閉所時間

ア・保育時間

8時30分～16時30分

イ・開閉時間

・平日 7時20分～18時20分

(18時20分～19時20分延長保育)

7:20	8:20	16:20	18:20	19:20
保育標準時間 (7:20～18:20) (11時間)			延長 保育	
延長 保育	保育短時間 (8:20～16:20) (8時間)		延長 保育	

・土曜日 7時20分～18時20分 (保育短時間の延長保育はありません。)

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、7時20分から18時20分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、保護者ごとに個別に決定されています。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時20分までの範囲内で、時間外保育を提供します。(時間外保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に延長利用料が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、8時20分から16時20分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、保護者ごとに個別に決定されています。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時20分から8時20分まで又は16時20分から19時20分までの範囲内で、時間外保育を提供します。(時間外保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に延長利用料が必要となります。)

○ 一日の流れ

時 間	さくらんぼ(0才)	時 間	さくらんぼ・いちご・りんご(1~3才)	時 間	りんご・あんず・れもん(3~5才)
7:20	登所・視診・検温	7:20	登所・視診・触診	7:20	登所・視診
∫		∫		∫	
9:00	あそび	9:00	あそび	9:00	あそび
∫		10:00	牛乳・おやつ	10:00	牛乳
10:00	お茶	∫	あそび	∫	クラスのおそび
∫		11:20	食事	11:30	食事
10:30	食事(離乳食)	∫		∫	
∫	あそび	13:00	午睡	13:00	午睡
13:00	午睡	∫		∫	
∫		15:00	牛乳・おやつ	15:00	お茶・おやつ
15:00	お茶	∫	あそび	∫	あそび
∫	あそび	16:00	降所準備	16:00	降所準備
∫	午後検温	∫		∫	
∫	衣服調節	18:20	延長保育(有料)	18:20	延長保育(有料)
16:00	降所準備	∫		∫	
∫		19:20		19:20	
18:20	延長保育(有料)				
∫					
19:20					

※但し哺乳、離乳食については個人対応

※短時間設定利用の方は8時20分～16時20分

○ ならし保育について

入所日から概ね2週間程度(お子さんの状況により長くなる場合があります)は、保育所での生活に慣れるための「ならし保育」を実施します。

これは、お子さんが集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を半日程度から徐々に延ばしていき、最終的には1日お預かりするための保育期間です。

お子さんがスムーズに慣れて頂くために必要ですのでご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、ならし保育の期間も保育料の額に変更はありません。

○ 利用料金について(別表 1 に明示)

- ・ <保育料>市の定める基準により決定されます。自主納付ですので保育料口座振替の手続きをして下さい。(3歳以上児は保育料無償)
- ・ 保育料のほかに延長利用の方は利用料が必要です。 ※階層によって料金は異なります。
- ・ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金が必要になる場合があります。

○ 保育所給食について

保育所における給食は3歳未満児については、主食・副食(おやつ含む)の完全給食、3歳以上児については、主食費、副食費は保護者負担となります。毎月20日に口座振替します。(手数料保護者負担)

○ 退所届出について

都合で退所するときは、退所する月の10日までに、所定の用紙(保育所にある)に記入し、保育所又は市役所へ提出して下さい。

○ いろいろな「会」について

- ・ (日本スポーツ振興センター)

保育所で事故によるケガ等をされた場合、医療費の給付を受けるために児童全員が加入します。ただし、一年毎に更新します。

- ・ (保護者会)

在籍する児童の保護者で組織し、保育所の運営について協力援助し、児童の健全育成を図るために保護者会があります。

保護者会費徴収額 子ども一人当たり 4800 円

(400円×12ヶ月分)

※保護者会費については、年度初めに現金徴収します。尚、年度途中に退所された場合は清算し返金します

(別表1) 第17条第3号関係

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

区 分		金 額		支払いを受ける時期
給食食材費 (2号認定の子ども)	主食	月額	1000円	毎月 20日 (口座振替)
	副食	月額	5000円	
	土曜日主食	日額	50円	月末締め翌月
	土曜日副食	日額	250円	現金集金

年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降で一定の基準内にある子どもは、副食費が免除となり、主食費のみ徴収とする。

*土曜日給食食材費の支払いを受けた場合は、集金袋に領収の押印をする。

2 時間外保育事業に係る利用者負担(延長保育)

児童区分	世帯区分	保育料(日額)				月上限額
		午前7:20 ~ 午前8:20	午後4:20 ~ 午後5:20	午後5:20 ~ 午後6:20	午後6:20 ~ 午後7:20	
保育短時間認定の児童	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
	市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割課税額が48,600円未満である世帯	40円	40円	40円	100円	1000円
	上記以外の世帯	100円	100円	100円	300円	5000円
保育短時間認定以外の児童	生活保護世帯				0円	0円
	市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割課税額が48,600円未満である世帯				100円	1000円
	上記以外の世帯				300円	5000円

*延長保育利用料の支払いを受けた場合は、集金袋に領収の押印をする。

〈 協力していただきたいこと 〉

1. 誓約事項の厳守について

入所の際の誓約書の事項は守りましょう
保育料の納入 保育時間の厳守
流行性疾患等の早期治療
その他保育所運営の秩序を乱す行為など

2. 登降所時の受付について

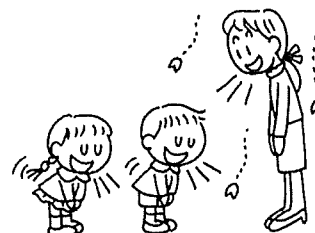
- ア 玄関にて受付保育士がお子さんの視診をします。お子さんの健康状態や送迎、連絡等ありましたらお知らせ下さい。
- イ 受付は午前9時までとなりますので、それまでに登所して下さい。
- ウ 納入金等は必ず月～金曜日の朝、保護者の方が受付で渡して下さい。
- エ 延長保育利用料、土曜日給食費は毎月10日までに提出して下さい。
- オ 登降所時は、玄関のバーコードスキャナーに登降園カードをかざして下さい。
- カ 欠席の場合は、午前9時までに連絡をお願いします。

3. 施錠について

玄関に受付保育士がいる時間帯（7時20分～9時、16時30分～18時）は開錠していますが、それ以外は不審者対応のため施錠していますのでインターホンを押して下さい。

4. 習慣づけについて

- ア 朝は食事をすませてから登所しましょう。
- イ 排泄を済ませて登所するよう習慣をつけましょう。
- ウ 顔や手はいつも清潔にしましょう。
- エ 日常の挨拶ができるようにしましょう。



5. 服装について

- ア お子さんが自分で着脱できるようになる時期です。着脱のしやすい服装にしましょう。危険防止のためフードのついた T シャツ、トレーナーまたスカートが付いたズボンはやめて下さい。
- イ 履物は脱いだり履いたりしやすいもので、足のサイズに合った運動靴にして下さい。又、避難の時に歩きにくく、怪我の恐れがある、サンダル（クロックスも含む）などはやめて下さい。
- ウ すべての所持品(手袋、履物、肌着、コップや歯ブラシに至るまで)に、はっきり大きく記名して下さい。使用途中でも、消えたり、消えかかって読みにくくなったりします。時々記名して下さい。
- エ ジャンパー、レインコートなど上着には襟元にかけて紐を必ずつけて下さい。
- オ 髪の毛の長いお子さんは必ず家から結んで来て下さい。結ぶ場合はシュシュやリボン等は避け、飾りのついていないゴムを使用して下さい。また、ヘアピンは危ないのでやめて下さい。



6. 健康管理について

幼い子どもの集団生活ですから、次の事項はお互いのために守ってください。

- ア 保育中に発熱（目安として 38 度）、嘔吐、下痢などその他の身体の異常がみられる場合は、連絡しますので速やかに迎えに来て下さい。（体調が急変する場合がありますので、1 時間以内に対応して下さい）
- イ 感染性のある病気は医師の許可が出るまで登所できません。登所する際は、必ずかかりつけ医を受診し集団生活が可能状態だと判断を受けてから登所（園）届 A 又は B を記入して持参して下さい。

- A
- ・インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症 ・麻疹（はしか）
 - ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・百日咳 ・細菌性赤痢 ・結核
 - ・急性出血性結膜炎 ・水痘 ・風しん（三日ばしか） ・流行性角結膜炎
 - ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O-26,O-111 感染症等）
 - ・咽頭結膜熱（プール熱） ・侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） など

- B
- ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ肺炎 ・手足口病 ・ヘルパンギーナ
 - ・伝染性紅斑（りんご病） ・帯状疱疹しん ・RS ウイルス感染症
 - ・ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
 - ・突発性発しん など

※登所（園）届は、保育所又はホームページに有ります。

ウ 与薬について

保育所で与薬は致しません。

- エ 予防接種後は副反応（発熱・咳など）が発現することがありますので、ご家庭で安静に過ごすことが望ましいとされます。接種後は、ご家庭でお過ごし下さい。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。



7. 連絡について

- ア 住所・職場・電話などの変更があったときはすぐに担任までお知らせ下さい。
イ お迎えの人、連絡場所が平常と異なるときは事前に連絡をお願いします。
ウ 保育所からの連絡は次の方法で行います。

保育所日より、黒板掲示、口頭、お知らせメール、電話連絡

(注) ◎回答を要するものは期限までに提出して下さい。

◎毎日カバンの中をよく見て下さい。

◎持ち帰ったお便り袋は翌日に持ってきて下さい。

- エ 乳児の連絡ノートは、毎日目を通し、家庭での状態も記入していただき、担任にお子さんの様子を知らせて下さい。
オ 健康診断、身体測定、検査等の結果は「おがスマ」にてお知らせしますので、確認して下さい。又、予防接種の追加や家庭連絡の変更等がありましたら入力して下さい。

8. 延長・土曜保育について

- ア 延長保育を利用される場合は、その日の 17:30 までに申し出て下さい。ただし、体調不良の場合は、延長保育はできません。又さくらんぼぐみは、夕方保育所に電話を入れ体調確認をして下さい。
イ 土曜日保育を利用される場合は、その週の木曜日の朝までに受付に申し出て下さい。(尚、体調不良時は保育できない事もあります。) 又、土曜日は仕事の方のみ保育を受けますので、お家にお休みの方がおられる場合は、家庭保育にご協力下さい。

9. 個人情報について

生活調査書、おがスマ等で知り得た情報については、お子さんを保育するため以外には利用いたしません。

10. その他

- ア 保育所から借りた衣服、タオル等は洗濯し、3日以内に返して下さい。
- イ さくらんぼ、いちご組で使用する食事用エプロンは、使ったら簡単に汚れを落とす程度でお返しさせていただきますので、ご家庭で洗濯をお願いします。
- ウ 便が出た時の布おしめの処理については、下洗いをして、ビニール袋に入れてお返しします。
- エ 感染症流行期には、保育所での二次感染を防ぐために、嘔吐物（下痢も同様）の衣類は下洗いせず、そのままビニール袋に入れ密閉するよう行政指導を受けていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

松江市浜乃木6丁目 22 番 14 号

社会福祉法人乃木愛育会 乃木保育所

TEL 0852-21-9560

FAX 0852-21-9557

MALE nogi-h@nogi.ed.jp

URL <http://www.nogi.ed.jp>

